

小平市ホームページ広告掲載取扱基準

平成18年 8月 4日 制定

改正 平成20年 2月15日

(趣旨)

第1条 この基準は、小平市広告掲載取扱要綱（平成19年3月1日制定。以下「要綱」という。）及び小平市ホームページ広告掲載取扱要領（平成18年8月4日制定。以下「要領」という。）に基づき、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告における要綱第3条第6号の市の資産に掲載する広告として適当でないと認められるものとは、次に掲げるものとする。

(1) 業種又は事業内容により規制されるもの

ア 消費者金融、又はギャンブルに係る広告

イ 投機的商品に係る広告

ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告

エ 求人に係る広告

オ 債権取立て、回収又は示談引受け等に係る広告

カ 法令の定めのない医療類似行為に係る広告

キ 興信所等に係る広告

ク 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等を扱う広告

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反するものの広告

コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(2) 表現又は表示により規制されるもの

ア 人権を害するおそれ又は性差別、若しくは暴力的な行為を助長する広告

イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告

ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告

エ 市が推奨していると誤解を与える広告

(3) 事業者により規制されるもの

ア 行政機関からの行政指導を受け改善がなされないとみなされる広告主の広告

イ 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている広告主の広告

(4) その他市長が掲載を適当でないと認める広告

(掲載の申込み)

第3条 要領第8条第1項に規定する申込みは、掲載希望者が同項に規定する申込書に掲載しようとする広告原稿を添えて、企画政策部秘書広報課に持参又は送付により行うものとする。

2 要領第8条第3項の市税の納付状況を確認できる書類とは、市税の直近1年度分の納税証明書又はその写し等とする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、市ホームページの広告の掲載の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この基準は、平成20年2月15日から施行する。